

# 川崎市都市計画マスタープラン 策定の趣旨等 素案

## はじめに

### 策定の趣旨と位置づけ

- |   |                  |   |
|---|------------------|---|
| 1 | 策定の趣旨            | 3 |
| 2 | 都市計画マスタープランの位置づけ | 3 |
| 3 | 都市計画マスタープランの目標期間 | 4 |
| 4 | 都市計画マスタープランの構成   | 4 |
| 5 | 策定手続             | 5 |
| 6 | 計画書の構成           | 7 |

### 計画の要件

- |   |    |   |
|---|----|---|
| 1 | 人口 | 9 |
|---|----|---|

## おわりに

### 計画の実現・推進方策

- |   |                         |    |
|---|-------------------------|----|
| 1 | 都市計画マスタープラン実現・推進の基本的考え方 | 12 |
| 2 | 都市計画マスタープランの進行管理        | 13 |
| 3 | 市民・行政との協働のまちづくりの推進      | 16 |

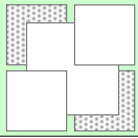
平成 18 年 3 月

川 崎 市

# はじめに

策定の趣旨と位置づけ

計画の要件



# 策定の趣旨と位置づけ

## 1 策定の趣旨

- ・都市計画は、公共の福祉を増進するために、適正な制限のもとに土地の合理的な利用を図るとともに、市民生活や都市活動にとって必要な都市施設の整備などを定めるものです。
- ・都市をめぐるのは、高度成長期の急速な都市化の時代から、成熟した都市型社会の時代を迎えています。少子高齢社会が到来し、これまでの人口増加を前提としたまちづくりから、既成市街地の再整備、地域の実情に応じたまちづくり、バリアフリーや環境、景観といった生活の質の向上に資するまちづくりが求められています。
- ・平成4（1992）年に都市計画法が改正され、新たに、「市町村の都市計画に関する基本方針（都市計画マスタープラン）」（都市計画法第18条の2）の制度が創設されました。21世紀を迎え、分権型社会が確立する中で、都市計画制度の運用は、自治事務として自治体の責任と判断によって進めていかなければなりません。
- ・都市の健全な発展と秩序ある整備を進めるためには、公共と市民や民間の適切な役割分担のもと、公共部門が中心となって進める道路・公園等の都市施設の整備と市民や民間部門が中心となって進める建築活動がバランス良く進むことが必要です。
- ・このマスタープランは、長期的視点に立った都市の将来像を明らかにし、計画的な都市計画行政を進めるにあたっての指針とするものです。マスタープランの策定過程に、広く市民の参加を求め、どのような都市をどのような方針の下に実現しようとするのかを示すことにより、市民とともに都市の将来像を考え、都市づくりの方向性についての合意形成が促進されることも目的としています。市民と行政との協働により、望ましい都市像を実現していくための指針としての性格を持っています。

## 2 都市計画マスタープランの位置づけ

### （1）市が定める都市計画の基本方針

- ・市民の意見を反映し、おおむね20年後の将来の都市像（市街地像）を展望し、地域地区等の土地利用の方針や道路・公園等の市民の生活・経済活動を支える都市施設整備の方針、市街地整備の方針を明らかにします。
- ・マスタープランが策定されると、今後、川崎市が決定する地域地区や都市施設、市街地開発事業等の個別・具体の都市計画は、このマスタープランに掲げられた基本方針に即して定められることとなります。
- ・マスタープランは、個別・具体の都市計画決定の詳細や都市計画事業の事業計画などを定めるものではありません。マスタープランの「計画 - 実行 - 評価 - 改善」といった一連の進行管理の仕組みの中で、その具体化を図っていきます。

### （2）議会の議決を経て定められた「市の基本構想」との整合

- ・都市計画法の規定に基づき、「議会の議決を経て定められた基本構想（地方自治法第2条第4項）」に即して定めます。
- ・総合的、かつ、計画的な行政運営を図るため、「川崎再生フロンティアプラン」との整合を図って定めます。

### （3）県が定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」との整合

- ・都市計画法の規定に基づき、神奈川県が定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都

市計画法第6条の2)」に即して定めます。

#### (4) 関係部局が所管する政策領域別基本計画との整合性の確保

- ・都市計画に関する一体的・総合的な方針とするために、住宅基本計画や都市景観形成基本計画、緑の基本計画（緑の30プラン）、環境基本計画等、都市計画と関連のある政策領域別の基本計画との調整を図り、計画間の整合性を確保します。

#### (5) 公民の役割分担を踏まえたまちづくりの指針としての活用

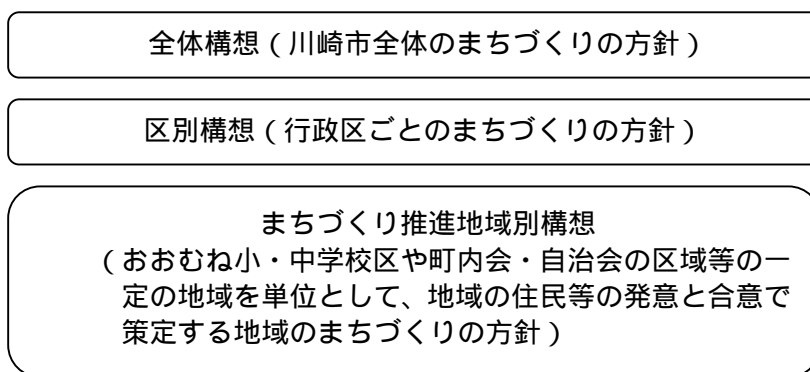
- ・マスタープランは、個別の開発行為や建築行為等を直接規制するものではありません。ただし、都市計画の総合性・一体性を確保し、望ましい都市像を実現するために、公民の役割分担を踏まえ、公的セクターによる根幹的な都市基盤施設の整備と、民間セクターを主とした建築活動、地区の基盤施設の整備とのバランスを図ることが必要であり、「大規模な開発行為や建築行為、土地利用転換に対する誘導の指針」として活用をしていきます。
- ・具体の土地利用規制を行うためには、地区計画や建築協定等の法定計画の策定が必要になります。市民と共に望ましい将来の都市像を共有しつつ、公民のパートナーシップに基づき、「市民と行政が協働して取り組むまちづくりの指針」、「市民発意によるまちづくりルールの策定の指針」としても活用していきます。

### 3 都市計画マスタープランの目標期間

- ・おおむね20年後の将来の都市像（市街地像）を展望し、都市計画の基本的目標・基本的方向を定めます。
- ・道路・公園等の都市施設の計画目標、市街地開発事業の計画目標については、優先的におおむね10年以内に取り組む事項を示します。
- ・策定後の社会情勢の変化に対応するために、5年ごとの都市計画基礎調査等を踏まえた定期的な見直し、又は、必要な時期における機動的見直しを行います。

### 4 都市計画マスタープランの構成

本市のマスタープランは、次の三層構成とします。

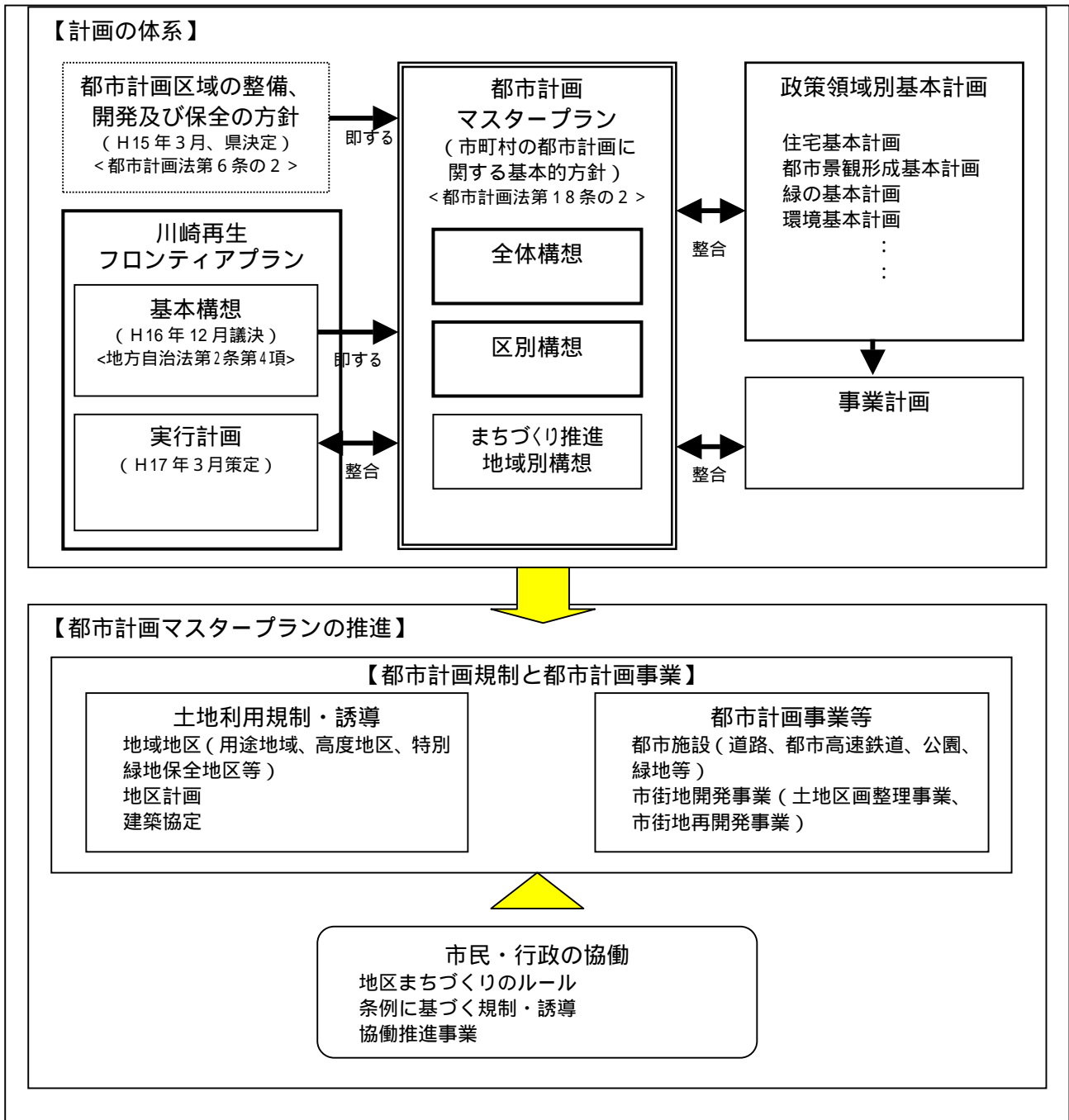


\*今回は、全体構想と7区の区別構想を決定します。まちづくり推進地域別構想については、地域における地域住民等の発意による主体的なまちづくり活動を支援し、熟度の高まった地域で順次策定し、マスタープランに加えていきます。

全体構想と7区の区別構想の位置づけ

- ・全体構想は、「川崎再生フロンティアプラン基本構想」に即して、第2部「将来の都市像」及び第3部分野別の基本方針を定めます。

- ・ 7 区の区別構想は、全体構想に即するとともに、第 2 部「将来の都市像」については、市民参加による「区民提案」の基本的考え方や枠組みを尊重し、第 3 部「分野別の基本方針」については、各区の地域特性を活かした各々の方針として、「市民と行政が協働して取り組むまちづくりの指針」や「市民発意によるまちづくりルールの策定の指針」の性格を併せ持つ方針として定めました。



## 5 策定手続

### (1) つくる参加

#### 全体構想素案の公表

- ・ 平成 10（1998）年 7 月に、従前の総合計画である「川崎新時代 2010 プラン」の「基本構想」に即する形で、「全体構想素案」を公表しました。これは、「区別構想」を策定するガイドラインと

して位置づけ、最終的に、「区別構想」と整合を図った形で決定することとしました。しかし、平成 16 (2004) 年 12 月に、新しい基本構想が策定されたため、新総合計画「川崎再生フロンティアプラン」の「基本構想」に即する形で、「全体構想素案」の見直しを行いました。

区別構想区民提案の作成

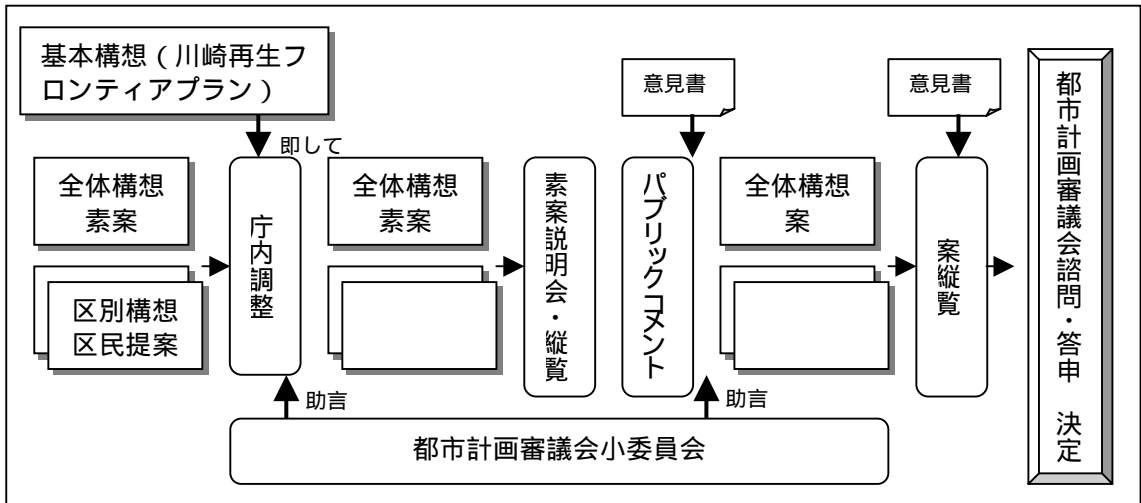
- ・各区にまちづくり推進組織推薦、町内会・自治会等団体推薦、公募委員によって構成される「都市計画マスタープラン検討委員会」等を設置し、議論が重ねられました。
- ・区民提案の作成に先立って、都市計画制度に関する学習会や、地区カルテの作成(麻生区、幸区)まちづくりビジョンの策定(高津区)といった準備活動が取り組みられました。
- ・区民提案の作成にあたっては、市民参加による策定プロセスを重視する(幅広い市民意見の反映方法を工夫する) 地域に積極的にもむき、地域の資源・課題を発掘する、行政情報に基づき、他の政策領域別基本計画や進行中の計画・事業との整合を図ることに重点を置いて取り組まれました。
- ・作成期間は、各区とも、おおむね 1 年半から 2 年の長期にわたり、検討委員会等を、20 数回重ねるとともに、検討委員会主催のフォーラムを途中段階で開催し、広く市民の意見を反映させることに努めました。また、現地調査や、町内会・自治会、商店会、工業会、PTA の方々とも意見交換を行いながら、地域の実情を踏まえ、「区民提案書」が取りまとめられました。

< 区別構想検討のスケジュール >

		H10 1998	H11 1999	H12 2000	H13 2001	H14 2002	H15 2003	H16 2004	H17・H18 2005・2006
総合計画		川崎新時代 2010 プラン					川崎再生フロンティアプラン		
全体構想		素案公表説明会							決める参加(市民参加手続 都市計画審議会)
区別構想	川崎区	学習会	区民提案作成						
	宮前区			区民提案作成					
	中原区			学習会	区民提案作成				
	麻生区				地区カルテ	区民提案作成			
	高津区					ビジョン	区民提案作成		
	多摩区						学習会	区民提案作成	
	幸区						地区カルテ	区民提案作成	

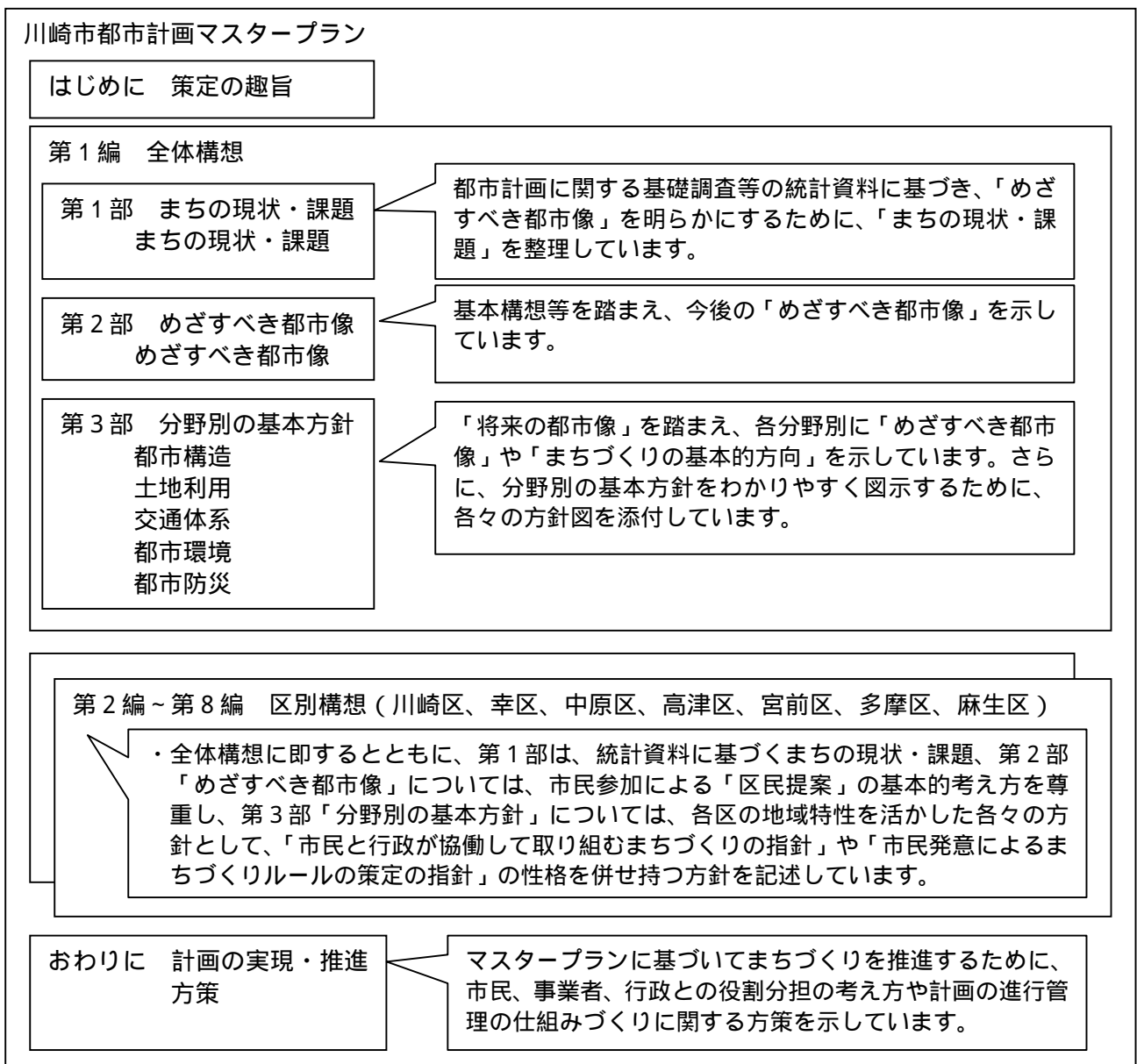
(2) 決める参加

- ・庁内に、関係部局で構成される「都市計画マスタープラン調整会議」を設置し、「新総合計画(川崎再生フロンティアプラン)」や政策領域別基本計画との調整を図り、行政計画としての「都市計画マスタープラン素案」を作成しました。
- ・都市計画マスタープランを、専門的な第三者の意見も踏まえて立案していくことが必要であることから、都市計画審議会に、学識経験者委員による「都市計画マスタープラン小委員会」を設置し、小委員会から助言を得て素案及び案の検討を行いました。
- ・改めて、広く市民の意見を反映させたマスタープランとするために、素案説明会の開催や素案の縦覧、パブリックコメント、案の縦覧等の都市計画決定に準ずる手続を経て、最終的に、都市計画審議会に諮問し、その答申を受けて決定しました。



## 6 計画書の構成

### (1) 全体構想と区別構想の章立て構成





## (2) 章ごとの構成

**まちづくりの基本的方向**

全体構想では、「川崎再生フロンティアプラン基本構想」を踏まえて、めざすべき都市像やまちづくりの基本的方向を示しています。

区別構想では、全体構想を踏まえて、区民提案の基本的考え方を尊重し、めざすべき都市像やまちづくりの基本的方向を示しています。

## &lt; 現状・課題 &gt;

都市計画に関する基礎調査等の統計情報に基づく現状や、区民提案書により提案された課題を考慮し整理しています。

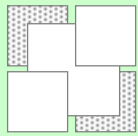
めざすべき都市像を実現するためのまちづくりの基本的方向（道筋や方策）を示しています。都市施設や市街地整備の計画目標にかかわる記述については、おおむね 10 年以内に優先的に取り組む事項を示しています。

## (3) 文章表現について

マスタープランの文章表現（語尾の記述）については、実施主体や計画熟度に従って、次のとおり整理しています。

表現方法	実施主体等	計画熟度
～めざします。	市が主体、市民と協働	・目標、方向性に関する事項
～育みます。	市民と協働	
～進めます。～推進します。 ～取り組みます。 ～整備します。	市が主体	・すでに事業着手されている事項 ・おおむね 10 年以内に優先的に取り組む事項 ・新総合計画に位置づけられている事項
～努めます。	市が主体	・目標達成に時間がかかるが、継続して取り組んでいく事項
～検討します。	主体が決定していない	・目標の実現に向けて、庁内・関係機関・市民との協議・調整・検討が必要な事項
～を誘導します。 ～を促進します。	市が事業者の取組を誘導・促進	
～を支援します。	市が市民の活動を支援	





# 計画の要件

## 1 人口

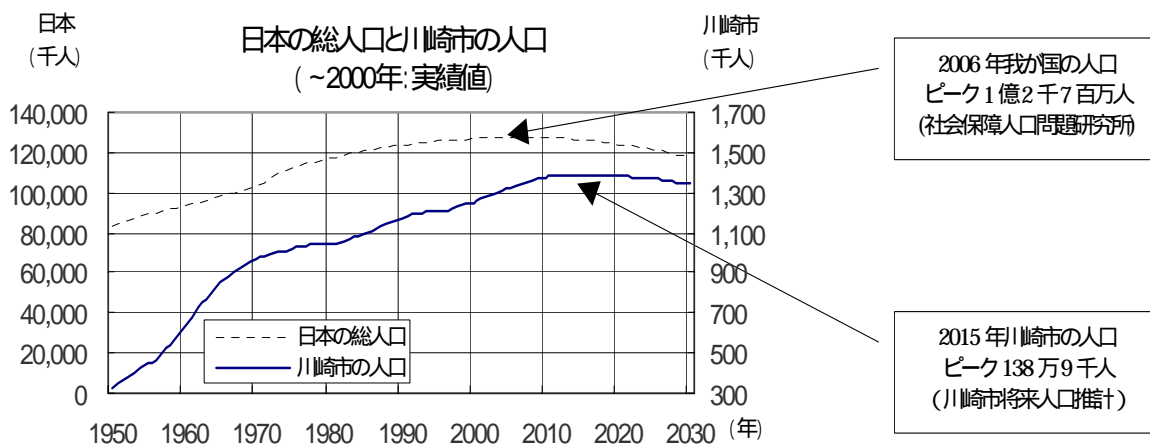
### (1) 計画人口の想定

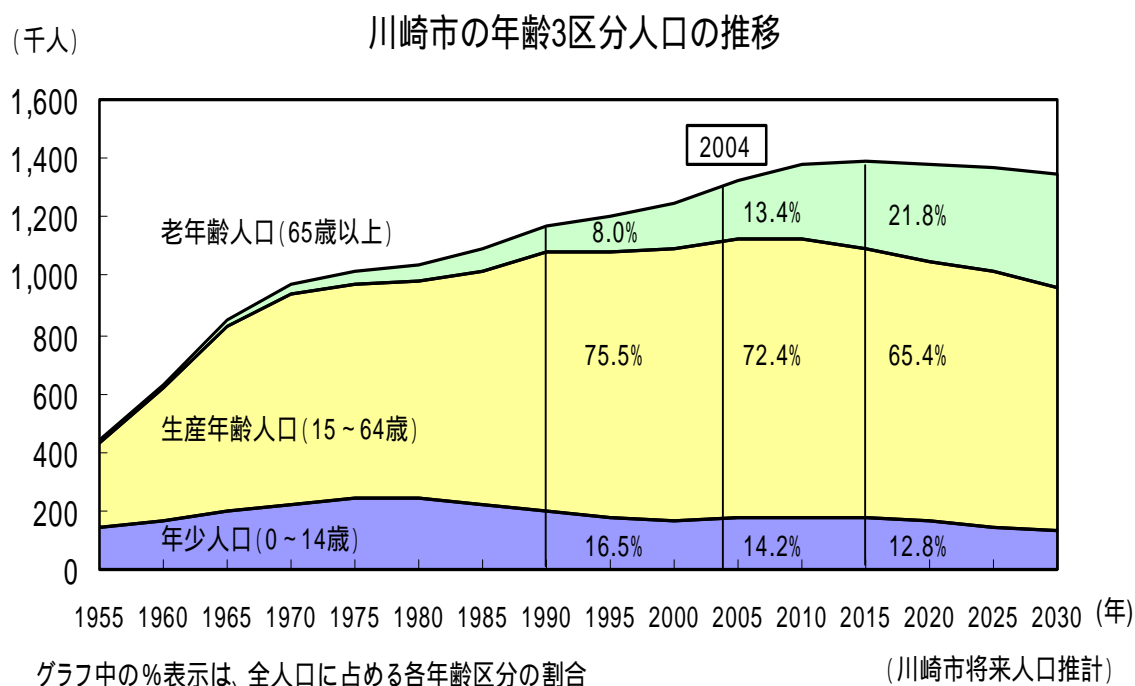
川崎市の将来における人口を次のとおり想定します。

年次	H17 (2005) 年	H37 (2025) 年
都市計画区域	1,327 千人	1,366 千人

### (2) 川崎市将来人口推計

- ・平成 16 (2004) 年に 130 万人を超えた川崎市の人口は、その後、平成 22 (2010) 年には 137 万 8 千人、平成 27 (2015) 年には 138 万 9 千人と漸増を続けることが見込まれます。しかし、その後は、平成 32 (2020) 年には 138 万 2 千人、平成 42 (2030) 年には 134 万 3 千人と、長期的な人口減少傾向に転換することが予想されます。
- ・年齢区分別では、年少人口 (0~14 歳) は、平成 22 (2010) 年まで微増を続けるものの、それ以降は出生率の低下の影響から減少していくことが予想されます。また、生産年齢人口 (15~64 歳) は、平成 17 (2005) 年以降、減少過程に入ることが予想されます。その一方で、老年人口 (65 歳以上) は大幅な増加が見込まれ、老年人口における後期高齢者 (75 歳以上) の占める割合についても、平成 16 (2004) 年には 39.8%であったものが、平成 27 (2015) 年には 45.2%へと高まることが予想されます。
- ・日本は今、本格的な少子高齢社会に突入しており、これまでの人口の増加やピラミッド型の年齢構成を前提とした諸制度の大きな転換期を迎えています。特に、少子化の進行は、将来の社会を支える世代の減少を意味することとなり、今の制度のままでは、世代間の役割分担や負担に大きな影響を及ぼすこととなります。
- ・このような現象は川崎でも同様で、例えば、平成 2 (1990) 年には働く世代 9.4 人に高齢者 1 人の割合でしたが、平成 16 (2004) 年には 5.1 人に 1 人、さらにこれが、平成 27 (2015) 年には 3.0 人に 1 人と予測され、高齢者の増加と働く世代の減少が急速に進むことが予測されます。
- ・地域的には、多摩区及び麻生区が平成 32 (2020) 年まで人口増加を続けるのに対して、川崎区及び幸区は全市動向よりも早く、平成 22 (2010) 年を境に人口減少過程に移行し、その後の人口減少の速度も他区に比べて早くなることが予想されます。





### 区別人口の推移

(単位:千人)

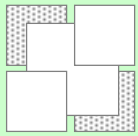
	2000年	2005年	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年
全 市	1,250	1,327	1,378	1,389	1,382	1,366	1,343
川崎区	194	206	210	209	206	201	195
幸 区	136	145	148	147	144	141	136
中原区	198	209	215	216	214	211	208
高津区	182	201	210	211	210	208	205
宮前区	200	210	217	222	221	220	218
多摩区	197	206	210	213	214	213	211
麻生区	142	152	167	171	173	173	170

全市と各区の合計は、端数処理の関係で必ずしも一致しない。

(川崎市将来人口推計)

# おわりに

## 計画の実現・推進方策



# 計画の実現・推進方策

## 1 都市計画マスタープラン実現・推進の基本的考え方

### (1) 自治基本条例の趣旨に基づく都市計画マスタープランの推進

平成 17 (2005) 年 4 月 1 日に施行された、本市における市政運営の基本的ルールを明らかにする「自治基本条例」では、第 5 条で、次の 3 つの自治運営の基本原則を掲げています。都市計画マスタープランを実現し、推進していく基本的な考え方もこの条例の考え方に沿って進めます。

#### 情報共有の原則

- ・まちづくりを進めるために、市民と行政とが互いに必要な情報を共有していきます。

#### 参加の原則

- ・まちづくりは、市民の参加の下で進めていきます。市民は、まちづくりの各過程に参加する権利を有するとともに、主体的にかかわることが求められます。

#### 協働の原則

- ・暮らしやすい地域社会の実現を図るために、市民と行政が協力し、互いの特性を發揮しながらまちづくりの課題の解決に努めます。

### (2) 市民、事業者、行政の役割分担と協働の考え方

都市計画マスタープランは、長期的な視点に立った適切な都市計画を行うための指針として、さらに、区民提案の作成からマスタープランの決定の手續における一連の市民参加の過程を通じて、市民と行政が将来の都市像について共有し、まちづくりの目標や道筋に関する共通の理解を深めることも目的としています。市民と行政とが共につくりあげたマスタープランを実現し、推進していくために、市民、事業者、市の役割を次のとおり整理します。

#### 市民の役割

- ・本市に在住・在勤・在学する人、町内会・自治会などの地域の団体、まちづくり活動を行う市民団体等は、まちづくりに関する情報を知ること、まちづくりの計画、執行、評価の過程に参加すること、まちづくりに関する意見を表明し、提案すること、まちづくりに関する諸施策のサービスを受ける権利があります。
- ・さらに、相互に尊重し、責任を持ってまちづくりを担い、次の世代に配慮し、持続可能な地域社会を築いていくよう努めることなどが求められています。
- ・具体的には、マスタープランに掲げられた将来の都市像を実現、推進する主体として、まちづくりに参加し、地域におけるまちづくりを主体的に担っていくことが期待されています。

#### 事業者の役割

- ・市内で活動する事業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、地域社会との調和を図り、暮らしやすい地域社会の実現に寄与することが求められています。
- ・具体的には、マスタープランに掲げられた都市像を実現するために、まちづくりの主体として事業活動を行うとともに、その事業活動にあたっては、周辺環境への配慮や環境保全・環境改善、都市施設の整備に対して貢献・協力していくことが期待されています。

### 行政の役割

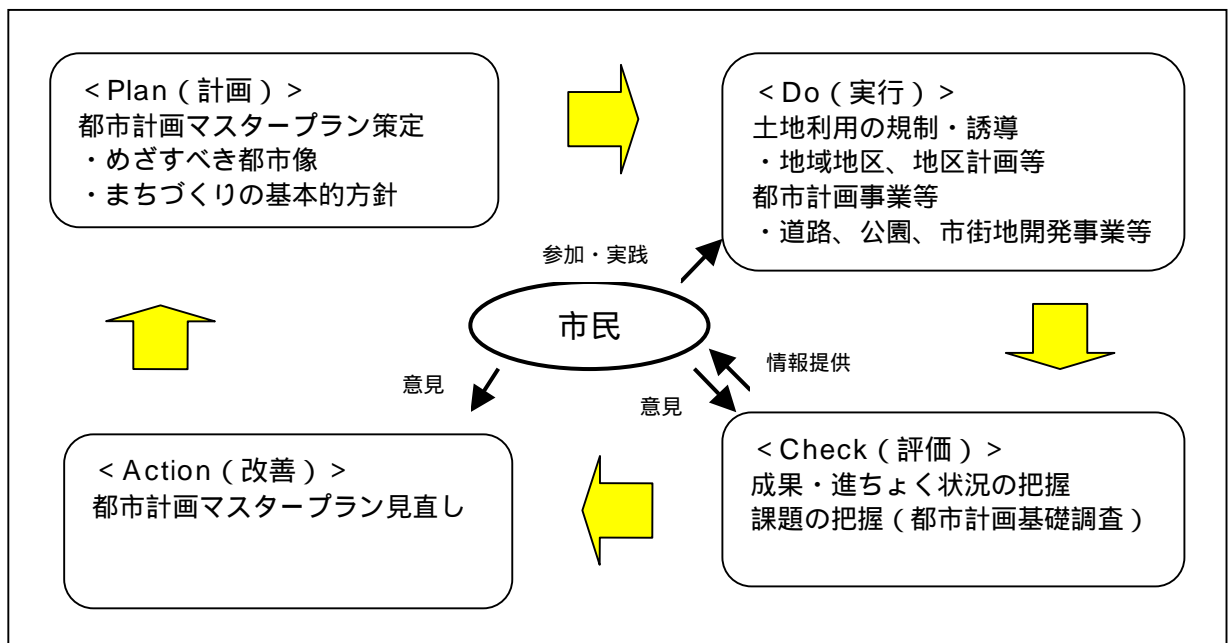
- ・行政は、マスタープランに従って、都市計画制度を適切に運用するとともに、土地利用の誘導や都市計画事業等の実施により、計画的なまちづくりを進めます。
- ・行政は、都市計画基礎調査等の基礎情報やまちづくりの進ちょく状況等に関する情報提供を行うことにより、市民・事業者との情報共有に努めます。
- ・市民の意思をまちづくりに適切に反映させるため、マスタープランの計画・実行・評価・改善といった、一連の計画運用の仕組みづくりに努めます。
- ・都市計画提案制度や地区計画の申出制度等の適切な運用に努め、市民からのまちづくり提案に的確に応答していきます。
- ・市民の自主的なまちづくり活動を尊重し、市民の発意による主体的なまちづくり活動に対する支援の仕組み等を確立するとともに、市民との協働によるまちづくりの推進を図ります。

## 2 都市計画マスタープランの進行管理

まちづくりは、その目標の実現には、時間を要することから、長期的な見通しに立って取り組む必要があります。マスタープランは、おおむね 20 年後の将来の都市像を展望し、目標に至る基本的方向を明らかにするものです。その実現の過程について進行管理し、その進ちょく状況を明らかにするとともに、策定後の状況の変化に対して、適切な政策判断が行われる必要があります。

計画 (Plan) を、実行に移し (Do)、その結果・成果を評価し (Check)、改善し (Action)、次の計画 (Plan) へとつなげていく、マスタープラン実現・推進の進行管理の仕組みづくりが求められています。

### < P D C A (計画 - 実行 - 評価 - 改善) サイクル >



## ( 1 ) 情報共有と計画立案《計画》

### 都市計画基礎調査と地理情報システム

- ・まちづくり、都市計画に関する情報が、的確に把握されるとともに、それが、わかりやすく公表され、市民と行政とが情報を共有し、まちの課題やあり方を議論できる基盤が必要です。
- ・おおむね5年に一度実施される都市計画に関する基礎調査や統計情報等が適切に提供される仕組みづくりを進めます。
- ・市民にとってわかりやすい情報とするために、地理情報システム等の情報技術を活用した地図情報の提供等の改善を進めていきます。
- ・さらに、ホームページを活用した都市計画情報の提供の仕組みづくりを進めていきます。

### 地域の実情を踏まえた計画立案

- ・都市計画は、長期的な見通しに立った、めざすべき都市像を明らかにするとともに、まちづくりの基本的方向を示すものです。マスタープランの改訂にあたっては、都市計画基礎調査等により把握された社会経済の動向や都市の変化の情報が的確に把握されるとともに、計画 - 実行 - 評価 - 改善の過程の中で把握された地域の実情や市民意見を踏まえて行います。

## ( 2 ) 都市計画制度の活用《実行》

### 地域地区の見直し、地区計画の策定

- ・マスタープランに従って、地域の実情を反映させた用途地域等の地域地区の見直しを進めます。
- ・地域における住民等の発意による主体的なまちづくり活動を支援し、地域や地区ごとのまちづくりルールの策定や地区計画等の法定計画の策定を進めます。

### 都市計画道路網の見直し

- ・社会経済情勢の変化やマスタープランに掲げられた将来の都市像等を踏まえて、都市計画道路の必要性や整備手法等を検討し、都市計画道路網の見直しを進めます。

### 土地利用の適切な誘導

- ・マスタープランの方針を実現するためには、都市計画決定事項のみならず、開発行為や建築行為といった民間の土地利用を適切に誘導していくことも必要です。そのための、マスタープランの運用の仕組みを整え、市民・事業者の協力によりマスタープランに従った土地利用の誘導に努めます。

## ( 3 ) 事業化に向けた取組《実行》

### 行政が主体となる事業

- ・行政が主体となって進める都市計画事業等については、マスタープランに掲げられたまちづくりの方針に基づき事業化していくことが必要です。そのために、各局が所管する政策領域別基本計画との調整を図るとともに、各局が所管する事業計画（プログラム）へ反映していくための庁内調整に努めます。

### 市民と行政が協働して取り組む事業

- ・まちづくりの方針に掲げられた事項は、行政が主体となって取り組む事業のみならず、市民と行政が協働して取り組むべきものが示されています。市民参加による地域主体のまちづくりを進めるため、地域の課題を発見し、解決していく「市民協働の拠点」として区役所が位置づけられて



いることから、「区民会議」における調査審議やまちづくり活動を主体的に行う市民団体等の実践を踏まえて、区や地域の課題解決や市民との協働による事業の展開に努めていきます。

市民が主体となって取り組む事業

- ・マスタープランに掲げられた将来の都市像の実現のためには、建物の建替更新等をとらえた住環境の改善や地域緑化、街なみ景観の形成等、市民一人ひとりが取り組むことや、町内会・自治会等の地域が主体的に取り組むことも必要です。市は、これら市民が主体的に取り組む活動に対して、情報提供や技術的な助言等、その活動を側面的に支援していきます。

国・県・市との相互協力、隣接自治体との連携

- ・マスタープランを実現するためには、国道や一級河川等の国や県の管理者とも協力していかなければなりません。さらに、広域的・根幹的都市計画の調整を担う県との相互協力も欠かせません。
- ・また、市民生活の実態は市域を越えて広域化していることから、隣接自治体とも連携・協力して、マスタープランの実現に努めていきます。

行財政改革の視点

- ・自治体を取り巻く行財政環境は依然として厳しい状況であることから、今後の公共公益施設や都市基盤の整備にあたっては、効率的・効果的な取組や手法へと転換していくことが求められています。施設・設備の長寿命化の推進、既存ストックの活用と時代要請への対応、効率的で効果的な整備主体・手法の選択といった視点から、マスタープランを推進していきます。

#### (4) 進ちよく状況の共有《評価》

マスタープランに基づく、個別具体の都市計画決定や事業化の進ちよく状況の情報提供

- ・マスタープランに掲げられた将来の都市像を実現するために、地域地区等の土地利用や都市施設・市街地開発事業等の個別・具体の都市計画決定にあたって、市民の参加により決定していく一連の過程において、適切な情報の提供を行います。
- ・また、都市計画に関する事業についての情報を提供し、市民や地域の意見が反映できる仕組みの構築に努めていきます。

市民協働のまちづくりや市民主体のまちづくり活動に関する取組情報の共有

- ・行政が主体となって取り組むまちづくり事業のみならず、区役所を中心に市民と行政が協働して取り組んでいく事業や、地域において、市民が主体となって取り組むまちづくり活動に関する情報も、市民相互で共有できる仕組みを構築し、市内におけるまちづくりの状況を、市民・行政双方が把握できる情報共有の仕組みづくりを検討します。

#### (5) 都市計画マスタープランの見直し《改善》

進ちよく状況を把握し、都市計画マスタープランの見直しに反映できる仕組み

- ・進ちよく状況を市民に情報提供するとともに、その結果や成果を確認し、見直しにつなげることができる、進行管理・評価の仕組みの構築を検討します。

都市計画マスタープランの見直し

- ・都市計画に関する基礎調査等の結果を踏まえたおおむね5年ごとの定期的な見直しや、社会情勢の変化に的確に対応した機動的な見直しを進めます。



### 3 市民・行政との協働のまちづくりの推進

#### (1) 協働のまちづくり・市民主体のまちづくり推進

##### 区ごとのまちづくり推進

- ・「区民会議」は、「参加及び協働による区における課題の解決を目的として調査審議する」とされています。都市計画マスタープラン区別構想は、区における重要なまちづくりの方針であることから、今後のマスタープランの進行管理や見直しなどの段階において、区民会議等に情報提供を行うなどの取組も考えられます。
- ・さらに、各区には、区のまちづくり推進を行政と協働して実践する市民活動があり、区別構想区民提案の策定にあたって連携を図ってきたことから、今後のマスタープランの実現・推進にあたっては、各区の実情に応じて、市民と連携して取り組んでいきます。

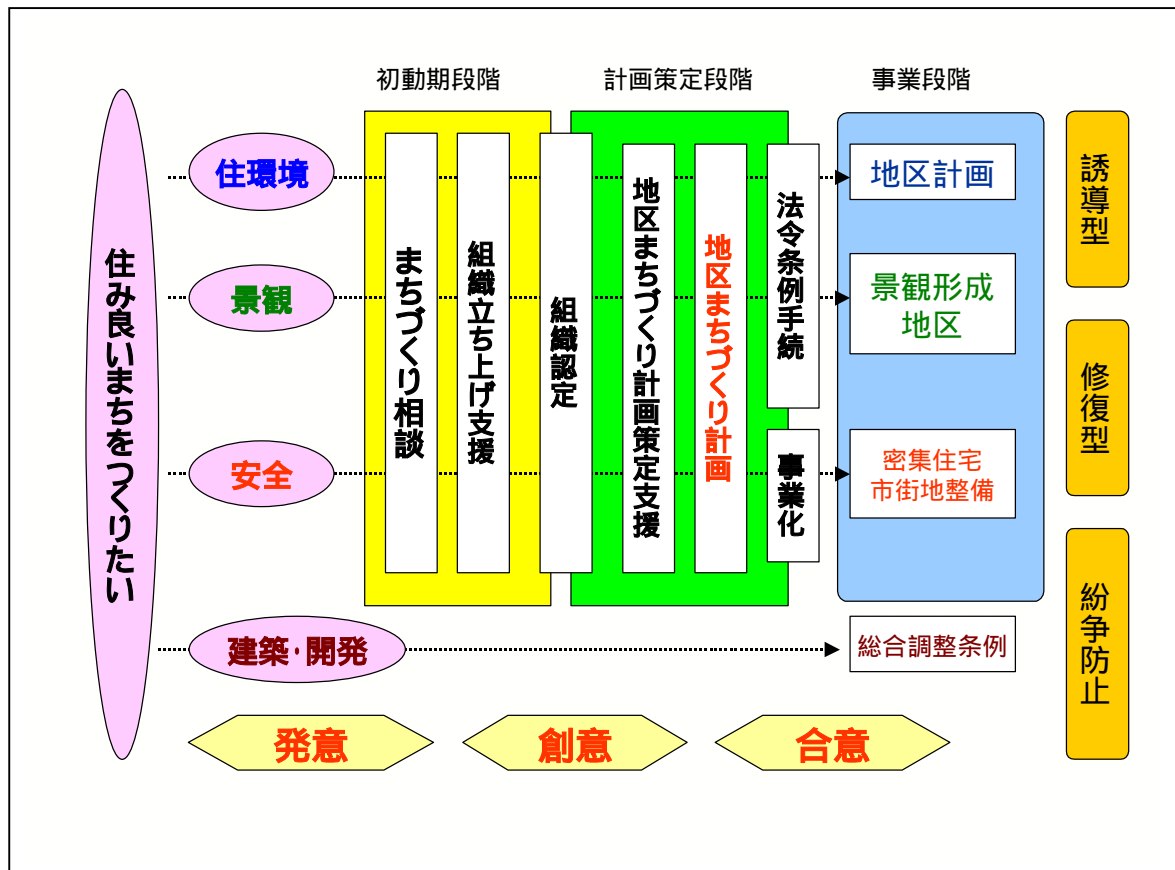
##### 地域や地区ごとのまちづくり推進

- ・マスタープラン区別構想に基づいて、おおむね小・中学校区や町内会・自治会等の区域を単位として、「まちづくり推進地域別構想」を策定していくために、地域の住民等の発意に基づいて、地域主体のまちづくり活動を支援していきます。そのために、地域・地区を単位とした、地域住民による「まちづくり協議会」等のまちづくり組織の設立を支援していきます。

#### (2) 市民主体のまちづくり活動支援の仕組みづくり

- ・市民主体のまちづくり活動支援の仕組みづくりに向けて、まちづくり局と区役所とが連携して取り組んでいきます。
- ・住環境や景観、安全といった市民の住み良いまちをつくりたいという意向や相談を受け止め、まちづくりの初動期段階から、住民の発意による地域のまちづくり組織の設立を支援します。
- ・さらに、市民主体の「地区まちづくり計画」の策定を支援し、最終的に、地区計画や建築協定、景観形成地区といった法定計画等の制定や密集住宅市街地における住環境改善などにつなげる、誘導型、修復型のまちづくりの仕組みづくりに努めます。
- ・これら地区におけるまちのルールづくりの活動を支援し、住民の合意によるきめ細かなルールに基づく、開発行為や建築行為に伴う紛争の未然防止の仕組みづくりをめざします。

市民主体のまちづくり活動支援のイメージ図



### (3) まちづくり提案制度の活用

- ・都市計画法では、地区計画等の案となるべき事項の申出制度（法第 16 条第 3 項）や都市計画の決定等の提案制度（法第 21 条の 2 ～ 第 21 条の 5）が設けられています。これは、市民が行政の提案に対して単に受け身で意見を述べるだけではなく、より主体的に、積極的に都市計画にかかわっていくことを可能にするために設けられた制度です。
- ・都市計画制度の改革の中で、まちづくりのきっかけを誰が作るのかというイニシアティブ（発案）を行政のみならず、住民等が担うことが可能になったという点で画期的なことです。
- ・マスタープランを実現、推進するために、行政のみならず地域の住民等が発意し、都市計画の見直しや地区計画の申出などを積極的に行える環境づくりを進めるとともに、これら地域の住民等の発意に基づく個別・具体の都市計画の判断及び決定にあたっては、マスタープランに掲げられた将来の都市像やまちづくりの基本方針に照らし合わせて行っていきます。

### (4) まちづくり推進地域別構想の策定

- ・本市のマスタープランは、「全体構想」、「区別構想」、「まちづくり推進地域別構想」の三層の構成とすることとしています。
- ・今後は、全体構想・区別構想の進行管理の過程を通じて、さらに、地域・地区における住民等の発意に基づいて主体的なまちづくり活動を支援し、地域の住民等の合意が得られた地区から、順次、「まちづくり推進地域別構想」を策定し、マスタープランに追加していきます。

### (5) 都市計画マスタープラン推進の今後の仕組みづくり

- ・マスタープランに基づいて、市民・事業者・行政とが協働してまちづくりを進めるために、市民

の主体的なまちづくり活動の支援等について定める「まちづくり条例」の制定に向けた検討を進めていきます。